

証拠番号【27】

2 0 1 6 年 4 月 1 3 日

東京都港区元赤坂 1 - 3 - 1
鹿島建設株式会社
代表取締役社長
押味至一様

(本書は別途藤原弁護士の「ご連絡」の
写しと共にEメールでも送信)

大阪市中央区北浜 3 丁目 1 番 2 2 号
あいおい損保淀屋橋ビル
大洋リアルエステート株式会社
代表取締役社長
堀内正雄



拝啓 益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて早速ながら、貴社正式代理人と称する橋元綜合法律事務所藤原浩弁護士より別途Eメールでご送付した平成28年3月24日付当社宛「ご連絡」と題する書面(以下「ご連絡」といいます)を書留郵便で受領しております。

「ご連絡」末記4では、御堂筋フロントタワーに関する一切の直接連絡は差し控えるようにとの藤原弁護士のご要請です

が、同弁護士の書面は余りにも事実に反し、
当社の信用・名誉を著しく害する名誉棄損
の文面であり、とても正常なやり取りが交
わせる状況でないと思われるので、直接本
書をご送付致します。将来藤原浩弁護士が
反省され誠実な書面を出されるか、また、
貴社が担当弁護士を変更された時は、貴社
が指定される弁護士に返信することを検
討致します。

藤原弁護士の詭弁に対し反論致します。

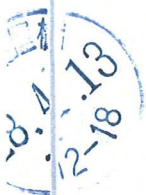
「ご連絡」1に対して。

K O パネルの仕様変更は「施主らの了解を
得た」と記述されていますが、既に今迄に
結審した裁判の中でも、現在係争中の三菱
地所・三菱地所設計等相手の訴訟の中でも、
K O パネルに関連する箇所で一切そのよ
うな「了解を得た」事実はありません。貴
社は三菱地所の指示で当時のバックデ
イトで T M K からそのような K O パネルの
指示書を出されるかも知れませんが、今迄
も裁判で貴社と三菱地所・三菱地所設計・
T M K らのバックデイト書類は反対に当
社に有利になったことをご留意下さい。貴
社は三菱地所・三菱地所設計らと、K O パ
ネル改善工事は施工計画書や認定基準 (F
P O 6 0 N E - 0 1 4 1) の条件を完全に



果たして完了したとする主旨の報告書を2010年6月末日から同年7月5日頃にかけて大阪市建築指導部やTMKに提出し、当社も写しを受領しております。最近それらの報告内容が虚偽であるとの有力情報も多数あり、将来重大な事故が発生する恐れもあり、本件建物を確認する必要が所有者として発生して来ました。

処が貴社は当社を建物の中に入れることは勿論土地内にも一切立ち入らせないとか、ありもしない留置権などと称して、大阪高等裁判所の判決による当社の所有者としての検査を、弁護士を使って妨害されているようです。(藤原弁護士の文面が正確なら?)上述完了報告書の通り大臣認定(FP060NE-0141)に基づく施工計画書通りにすべての改善工事が完了しているなら、当社の検査に同意して下さい。どうしても同意されないなら処置を検討せざるを得ません。当社とは関係ありませんが、貴社が施工され問題を故意に引き起された東京の「ワールド北青山」も御堂筋フロントタワーと全く同じ仕様であり、このビルは一切改善工事を行っておらず、貴社の報告が正しければ、御堂筋フロントタワーより一層危険であると信じま



す。

同 2 に対しての反論。

御堂筋フロントタワーは公権的判断で当社所有となっておりますが、上述の通り当社の所有なら尚更貴社らが反対をして当社を中に入れない不法行為は承諾できません。貴社が主張される債権は、T M K に対するものであり当社は貴社に一銭の債務もありません。しかも、貴社は T M K との工事請負契約書特約条項④の引渡しすら行っていません。引渡し義務を果たしてから2ヶ月経過しなければ、貴社に請求権は発生しません。T M K は当社に対して契約違反をして借地権設定は契約解除され、貴社は建物より退去する義務が発生しましたが、不法行為を犯し退去せず、その後三菱地所と共謀して当社土地に柵を張り巡らして不法占拠を続けています。T M K は破産・異時廃止となり貴社の T M K への債権は2012年7月にゼロとなりました。

貴社は、2015年9月、土地・建物所有者の当社に隠して T M K に対し八百長裁判による判決を取りましたが、貴社現場所長（当時）の茅野毅氏に虚偽の陳述書を書かせ、T M K に債務を認めさせても、2012年7月に既に消滅した債権を復活



する事はできません。その約1年前には、大阪高等裁判所の判決により本件建物は当社の所有とのことでした。TMKに引渡しもせず、その上消滅した債権が復活するという最高裁判所の判例があるなら示して下さい。

同3に対する反論。

当社の主張はいずれも判決で明確に否定されたと藤原弁護士は混乱状態に陥っておられるようです。もし藤原弁護士の記述通り今迄の判決で貴社に正当な留置権があると信じられるなら、証拠となる判決文を添えて具体的に来る5月31日迄にご説明下さい。ご承知の通り、当社に関わる判決は、占有権や商事留置権について何も結論は出されていません。

同4に対する反論。

上述の通り既に反論済み。

敬具

CC: 橋元綜合法律事務所 (Eメール送付)

弁護士 藤原浩様

三菱地所株式会社 (Eメール送付)

代表取締役 取締役社長

杉山博孝様

岩田合同法律事務所 (Eメール送付)



付)

弁 護 士 若 林 茂 雄 様

大 阪 市 都 市 計 画 局 建 築 指 導 部

監 察 課 (E メ ー ル 送 付)

監 察 課 長 長 谷 川 高 宏 様



この郵便物は平成 28 年 4 月 13 日
第 134-36-12788-0 号書留内容証明郵便物として
差し出したことを証明します。 日本郵便株式会社

